

公 告

令和3年6月22日

分任契約担当官
陸上自衛隊旭川駐屯地
第343会計隊長 平野 義明

下記のとおり一般競争入札（売扱）を行います。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 73式小型トラックほか19件 別紙第1品目別内訳書のとおり
- (2) 引渡場所 陸上自衛隊旭川駐屯地
- (3) 引渡期限 令和3年8月31日（火）（代金納付の日から5日以内）

2 競争参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において、「物品の買受け」の「C」以上の格付けを有する者（資格審査結果通知書（写））を入札開始前に提出すること
- (4) 防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 「自動車リサイクル法」に基づく都道府県等登録業者であり、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）に関して、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア すべてを有する者（それぞれの資格を証明する書類を入札前に提出すること。）
 - イ 引取業の資格を有し、他の3業種を他業者に下請けさせようとする者であって、令和3年7月14日（水）までに下請負承認申請書を提出し、令和3年7月15日（木）までに承認を受けた者（引取業の資格を証明する書類を入札前に提出すること。）
- (6) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 現場説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、事前に現物の確認をしたい場合は官側との調整による。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 陸上自衛隊旭川駐屯地会計隊入札室
- (2) 日 時 令和3年7月16日（金）09時00分～

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 免 除
但し落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- (2) 契約保証金 免 除
但し契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。

7 損害賠償請求に関する事項

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

8 無効入札

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格がない者の行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判別しがたい入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 電報又はFAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

9 落札決定方法

総額（税別）が当隊所定の予定価格以上の最高入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地標準契約書「不用物品売扱契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「売扱い物品の解体に関する特約条項」とする。但し、「売扱い物品の解体に関する特約条項」第3条は、「第1条に掲げる売扱い物品の所有権は、当該物品の引渡が完了したときをもって甲から乙に移るものとする。」に替える。
- (3) 第7項に示す損害賠償請求について規定する。
- (4) 陸上自衛隊仕様書（GV-Z001013B）を付す。

11 その他

- (1) 売扱物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (2) 売扱物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (3) 売扱物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (4) 売扱物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (5) 「譲渡証明書」は交付しないので、それを了承の上参加されたい。
- (6) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 代理人をもって入札に参加する場合は委任状を提出すること。
- (9) 入札者は次の文面を入札書に記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は上記の入札に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。」
- (10) 落札者は、内訳書を令和3年7月16日（金）17：00までに提出するものとする。
- (11) 郵便による入札は認めるが、令和3年7月15日（木）17：00までに会計隊契約班必着とする。
その際下記入札担当者に到着の有無を確認すること。
- (12) 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。
- (13) 当該売扱車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (14) その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先
　　陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班
　　Tel 0166-51-6111（内線3347）　　担当：角田

12 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：旭川商工会議所、旭川駐屯地第343会計隊
　　北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nse/fin/>
- (2) 掲示期間：令和3年6月22日～令和3年7月16日

品目別内訳書

別紙第1

連番	品 名	規 格	数量	単位	車両番号
1	73式小型トラック（指揮・連絡・警務用） V16BBSFA	2320-236-1096-5	2	両	01-5500、01-6639
2	1/2t トラック（指揮・連絡用） (V16BBSFA)	2320-283-2264-5	1	両	01-7670
3	3 1/2t トラック（暖房装置付き） いすゞSKW475	2320-283-2667-5	1	両	35-7060
4	業務車1号（ワゴン形）(4×4)	2310-280-0351-5	1	両	03-0125
5	73式小型トラック（4×4J23 87式対戦車誘導弾発射装置積載専用）	2320-230-4737-5	1	両	02-7138
6	高機動車 (93式近距離地対空誘導弾発射装置用)	2320-236-1177-5	3	両	04-4111、04-4112、04-4122
7	高機動車（師団通信システム（DICS）用）	2320-280-0131-5	4	両	06-6051、06-6055、06-6056、 06-6060
8	高機動車（師団通信システム（DICS）用）	2320-281-1702-5	6	両	06-6069、06-6081、06-6084、 06-6085、06-6095、06-6103
9	高機動車（BXD10）	2320-281-1709-5	10	両	06-1460、06-1461、06-1466、 06-1467、06-1476、06-1477、 06-1479、06-1480、06-1489、 04-1490
10	1/2t トラック（指揮・連絡用） (V16BBSFA)	2320-283-2264-5	5	両	01-7544、01-7546、01-7724、 01-8211、01-8212
11	73式中型トラック (1 1/2t 4×4 BXD30トヨタ)	2320-283-2662-5	1	両	07-5496
12	73式中型トラック (1 1/2t 4×4 BXD30 無線機搭載用トヨタ)	2320-283-2663-5	1	両	07-5639
13	1 1/2t トラック (4×4 BXD30トヨタ)	2320-283-2664-5	1	両	07-6169
14	1 1/2t トラック (4×4 BXD30 無線機搭載用トヨタ)	2320-283-2665-5	1	両	07-6320
15	3 1/2t トラック（暖房装置付き） (6×6 SKW475いすゞ)	2320-283-2667-5	6	両	35-7016、35-7021、35-7098、 35-7099、35-7207、35-7220
16	1t 水タンクトレーラー1,000L (2輪 日本トレクス)	2330-224-7666-5	1	両	68-7559
17	1/4t トレーラー ¹ (87式対戦車誘導弾積載専用)	2330-230-4745-5	2	両	66-3038、66-3138
18	1t トレーラー（高機動車用） (日本トレクス)	2330-231-9910-5	4	両	65-7760、65-7761、65-7765、 65-7993
19	78式雪上車（B）	2430-236-1183-5	1	両	93-5368
20	シェルタ（部品補給車用）	GV401186791	6	台	
	以下余白				

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア　親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ　（1）及び（2）に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど（1）又は（2）に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

調達要求番号 :

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物品番号	仕 様 書 番 号
	G V - Z 0 0 1 0 1 3 B
使用済車両売払い	防衛大臣承認 年 月 日
	作 成 平成 30 年 6 月 13 日
	変 更 平成 31 年 3 月 22 日
	作成部隊等名 補給統制本部 火器車両部

1 総則**1.1 適用範囲**

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1**使用済車両**

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2**自動車リサイクル券**

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 売払い

売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕 4 第 275 号
(44.10.1)]

2 売払いに関する要求**2.1 一般的要求事項**

- a) 契約の相手方は、“使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下，“法律”という。）に基づき実施するものとする。
- b) 契約の相手方は、法律に示す 4 つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の 3 業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下

請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行うものとする。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出するものとする。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行うものとする。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した際には損害賠償を請求する。

2.5 引渡し車両の解体・処分

契約の相手方は、引渡し車両の解体・処分にあたっては、必要に応じ官側の立ち合いを受ける。

2.6 処理要領

契約の相手方は、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売り出し品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1 都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	—
4 ^{c)}	解体及び破碎(又は溶解)時の工程写真			作業完了後15日以内	—
5 ^{c)}	解体証明書				様式は、図1による。
6 ^{c)}	破碎(又は溶解)証明書				様式は、図2による。

注^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。

^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。

^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。

4.2 安全管理

売払い処分における作業は、安全管理に万全を期するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

年 月 日

解 体 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解 体 実 施 日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4 の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立 会 者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図1－解体証明書の様式

年　月　日

破 碎 (溶 解) 証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊○○駐屯地
第○○会計隊長 ○○○○

○○○○
代表者名 印

契約番号○○○○の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 ○○○○
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4 の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立会者 ○○補給処 ○○部○○課 ○○○○ 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図2—破碎（溶解）証明書の様式